明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一五）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一八）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**一九）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**二〇）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一三五）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**六四三～六四七）　三

○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を指定した件（**経済産業**四六）　四

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**国土交通**二九八）　五

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**観光庁**一）　六

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**七〇）　七

○道路に関する件（**中国地方整備局**四〇）　八

○江の川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**四一）　八

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**六一、六二）　八

○道路に関する件（**同**六三、六四）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**三七、三八）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　海上保安庁　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十三年地価公示の利用にあたっての留意事項（土地鑑定委員会）　八

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八

〔資　料〕

閣議決定等事項　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続不開始決定、基本測量関係事項関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

特殊法人等

企業年金基金変更関係　八

会社その他

省　令

○国土交通省令第十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第三十一条第二項及び第三十七条の規定に基づき、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「法第三十条第一項」を「法第二十九条第一項の規定による保険等の業務の全部又は一部の廃止の許可に係る保険法人（当該許可の条件として、その保険等の業務の全部又は一部を、当該保険等の業務の全部又は一部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継ぐこととされたものに限る。）及び法第三十条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三　その他国土交通大臣が必要と認める事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三八八八	二三、三、四	山岡信一郎
三八八九	二三、三、四	大塚　裕唯
三八九〇	二三、三、四	金坂　智和
三八九一	二三、三、四	増田　寛昭